

## 19世紀後半バルメンにおける化学工場と環境汚染： 1869/1873年ヴェーゼンフェルト化学会社の例

田北, 廣道  
九州大学大学院経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/25234>

---

出版情報：経済學研究. 79 (1), pp.39-65, 2012-06-29. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# 19世紀後半バルメンにおける化学工場と環境汚染： 1869/1873年ヴェーゼンフェルト化学会社の例<sup>1)</sup>

田 北 廣 道

## はじめに

A.ヴェルトは、都市法獲得100周年を記念した1908年の『バルメン市史』のなかに「上級市長ブレット(1817~1895年)のもとのバルメン」と題する一節を設けて、その市政に最大級の賛辞を贈った。「都市の急速な発展の時期に都市行政の仕事が、次のような人物の掌中にあったことは、大きな幸運であった。すなわち、豊かな学識と天分により、その職務遂行に当たり際だって有能だただけでなく、生まれ故郷である都市の繁栄のために全力を尽くすことを、名誉ある義務と感じていたからである」(Werth, 1908, p.60)。同じく、200周年記念の文献を上梓したH.J.ブルイン=オウポーターも、「ヨーロッパの最も富裕で最も重要な工場都市の一つ：1850 1883年バルメン」と題する章において上級市長A.ブレットの長期市政に高い評価を与えている(Bruyn-Ouboter, 2009, p.105)。

ところで、ヴェルトは、上級市長ブレットの市政(1855年10月~1862年、1868年4月~79年10月)<sup>2)</sup>が、第一級の賞賛に値する理由を、次のような事績を挙げて説明している(Werth, 1908, pp.61-69)。政治・行政の分野では、1857年5月隣接のエルバーフェルトと同格の上級市長職の資格取得と、1860年エルバーフェルト郡からの自立を、そして教育の分野では、国民学校と上級学校の整備と実務教育に力点を置く実業学校と工芸協会の設立とを挙げる。また、都市の社会問題にも積極的な取り組みを見せた。都市財政支出による救貧施設や孤児院の建設、あるいは労働者保護のための「社会連合」の結成が、その代表例である<sup>3)</sup>。さらに、工業化の進展に伴う人口急膨張に応じて、都市財政を投入して給付行政(Reulecke, 2001; 馬場, 2000, 2002)にも力を注いだ。市有ガス工場の増設、市立病院の拡充、乗り合い馬車や鉄道馬車に代表される近距離交通の整備、それと併せて都市美化協会を通じ

1) 本論は、科学研究費補助金・基盤研究(C)「独占形成期ドイツにおける環境闘争：化学工業を例として」(平成22-24年：課題番号22530341)に基づく成果の一部である。

2) ブルイン=オウポーターは、上級市長在任期間を24年間(1855年10月~79年9月)と記しているが、誤りである(Bruyn-Ouboter, 2009, p.105)。1816-1945年ライン州の行政・官庁史に関する精緻をきわめた業績を発表したH.ロマイクの所説に従えば、ブレットは他都市の上級市長の任期が4-13年であった中で最長の18年その職責にあったと述べている(Romeyk, 1985, pp.266, 378)。なお、上級市長としての活動が始まったのは、あくまで1857年5月からである。

3) W.ケルマンに従えば、1868年にある皮革加工関係の企業経営で勃発した労働者のストライキは一部勝利を収めたが、その最大の理由は市当局からの支援だった。すなわち、ブレットは行政令を發布して、1時間の昼食休憩と午前・午後30分ずつの休憩時間を設けるよう義務づけた(Köllmann, 1960, pp.184-185)。中央レベルの指令に基づき労働運動が急速に政治色を帯び始める前の企業家・労働者の「蜜月時代」の名残だという。

た公共建築の近代化や公園整備も手がけている<sup>4)</sup>。

これら先行研究が見落としているプレットの功績の一つが、「環境派」市長の立場から住民の健康・財産保護のために取り組んだ精力的な活動である。もちろん、ヴェルトが市史を書いていたとき、環境問題など頭をよぎったはずはないが、それが見落とされたのには、それなりの理由がある。この場では、そのような見落としを生み出した事情として、一対の誤解を挙げたい。一方で、前任の上級市長も、洗礼名(名)は不明だが、同じプレットであったこと知られており、アウグスト・プレットと同一人物との誤解が生じたことである。上級市長プレットの名は、1863年6月11日上級市長から国王政府に送付された書簡から読み取れる(RD, 24645, pp.7 7r)。他方で、この前任者は、「厚顔無恥な企業家」(Radkau, 1997/99, p.369)のレットルを貼られたイエガー染料会社を積極的に支援して、環境派にはほど遠く、むしろ開発派の代表者に数え上げられる人物だったからである(Henneking, 1994, p.212)<sup>5)</sup>。

しかし、それは丁度A.プレットが、上級市長を離れていた時期に当たっている。環境派としての基本姿勢は、同じイエガー会社をめぐって1872-75年に発生した認可闘争から、明瞭に読み取れる(田北, 2010a, 2012)。1874年3月には市議会に特別委員会を設置し反対派住民と連携して経営拡張反対のキャンペーンを展開し、75年11月以降その主力工場のデュッセルドルフ移転を余儀なくしている。詳細は別稿に譲るが、74年1月19日にデュッセルドルフ国王政府宛てに送付された書簡は、熱気溢れる表現で上級市長プレットの不退転の決意を伝えている。「あらゆる産業施設の中で化学工場は、大衆にとって最大の迷惑をもたらしており、よしんば最も厳格な条件が設定された場合でも、その遵守状況を継続的に行政的な統制下に置くことは不可能である。従って、近隣住民に不十分な保護しか与えられないことは、経験に裏打ちされた事実である。このような状況に鑑みると、署名した当局者(プレット)は、新規に建設される化学工場をできるだけ都市から遠ざけるだけでなく、都市内にある既に認可を受けたその種の施設についても、可能であれば、財政支出を惜しまず全力を挙げて排除したり、経営拡張(計画)に強く抵抗したりすることが、義務だと考えている」(RD, 24645, pp. 233 233r)。

その背景には、この時期の人口急膨張と無計画な建設ラッシュによる公衆衛生状態の極度な悪化があった。工場と家庭からの廃棄物による飲料水汚染と下痢などの疾患の蔓延は、乳幼児を中心とした死亡率を1880年には最悪の水準まで押し上げており、その対策が焦眉の急となっていたからである(Bruyn-Ouboter, 2009, pp.101 102)。しかし、プレットの環境派市長としての活動は、1872年以降に始まったわけではない。イエガー会社は、「40年間に13度認可申請を行い、その全てで抵抗を招いた唯一の企業」(Henneking, 1994, p.393)と呼ばれたように、1863年アニリン染料生産に関する最初の認可申請時から市議会を含む住民多数の反発を呼んでいた(田北, 2009, pp.48 49)。しかも、1864年

4) 都市内に残る広大な原野を保養地として確保する計画も立てている(Bruyn-Ouboter, 2009, p.113)。

5) 1864年2月27日付けのイエガーの認可申請に際して上級市長は、書類・図面の予備審査を担当した郡建築官からの報告を待つことなく、国王政府に「小規模な工場拡張に関する認可申請は、公示免除手続きを要求しているが、それを支持したい」(RD, 24645, p.48)との意見を送っている。

1月の認可取得後も平然と社会ルールを無視して危険・迷惑の垂れ流しを続け、住民多数の反感を買っていた。そのような被害拡大に拍車をかけたのが、住民からの異議申し立ての機会を奪う結果をもたらした、公示免除手続きであった。1861年改訂版「営業条例」によって導入された、この手続きについてはで立ち返るが、前任市長の後押しもあって相次いで採用された<sup>6)</sup>。ただ、認可申請書の審査を通じて公示免除手続きの採否を検討する郡医師・郡建築官は、必ずしも、その採用に賛同していたわけではない。例えば、1865年11月6日郡建築官は「企業家の煩雑さを軽減するために、初めから危険なしと判定されないように」(op. cit., p.52r)と意見を述べたが、受け入れられなかった(田北, 2009, pp.60-61)。郡医師・郡建築官は、プレットの市長就任を待望していたのである。この点は、上級市長再任直前の68年4月2日に郡医師が送付した書簡から鮮明に読み取れる。「バルメン上級市長に対し、確信を持って回答します。一般に化学工場が周辺住民に与える大きな迷惑を考慮するとき、その種の工場の拡張は、事前の(計画)公示なしに行ってならないというのが、私の意見です」(RD, 24645, p.57r)。

この環境派の上級市長プレットの再任直後に発生した、ヴェーゼンフェルト化学会社をめぐる1869-73年「環境闘争」を考察することが、本論の課題となる。なお、接近方法の点では、関係主体(企業家、中央政府・国王政府、市当局、住民)間の関係の変化を、ゲーム・ルールとなる法制度や経済政治的な影響力と関連づけながら追究する「政策主体」アプローチを踏襲している(田北, 2010)<sup>7)</sup>。最後に、考察手順について一言しておく。では、伝来史料を概観し、これまで検討した「環境闘争」との相違点を明らかにする。では、環境闘争を前半(1869年1月~70年8月)と後半(1872年11月~73年6月)に分けて考察し、公衆衛生悪化の元凶の一つである「産業廃棄物」処理をめぐる闘争の諸相と行方を探る。結びでは、バルメンないしデュッセルドルフを舞台に相前後する時期に発生した環境闘争と比較しつつ、検討結果を総括する。その際、「営業条例」の性格規定をめぐり、「住民保護」(Mieck, 1967, p.69)か「産業保護」(Brüggemeier, 1996, pp.130-132; Henneking, 1994, p.79)かを争点にして闘わされている論争も、念頭に置いていることを付言しておく。

## I. 伝来史料の概観

1869-73年ヴェーゼンフェルト化学会社をめぐる環境闘争関係の史料は、デュッセルドルフにあるノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館において分類番号RD, 24640、『バルメンのヴェーゼンフェルト化学工場施設に関する裁判関係文書(1845-1873)』に所収されている。そのうち本論で扱う1869-73年の闘争に関係した史料は、表に挙げたように36点である。従って、プロイセン「一般営

6) 1865年9月21日付けの国王政府宛の書簡に、「計画の公示手続きによって、無用な時間のロスが発生する」(RD, 24645, p.49r)との表現がある。

7) 米国の都市インフラ建設・整備に関する最近の研究は、専門家による環境劣化に対する平板な技術的対応と捉えずに、政治家や関連主体の意思決定・資源投入と関連づけて考察しており、関係主体の活動に着目する点で、ドイツ学界と相通ずるところがあることを付言しておく(Rose, 2004, pp.769-770; Masasard-Guilbaud/Thorsheim, 2007, p.696; 田北, 2010, 2011)。

業条例」の発布を通じて事前営業認可制度が導入された直後に、この会社をめぐって発生した1845-55年闘争に関係した史料数の35点とほぼ同数となっている（田北，2011b, pp.66-71）。なお、表の史料番号は、先行する時期に伝来する史料に付した番号を継承したものになっている。

表 1869-1873年ヴェーゼンフェルト化学会社関係の史料一覧

年 月	史料名 (所収頁) ・ 史料番号	要 旨
69 Janu 9	[36] 上級市長からアルトール博士宛の書簡 (p.123)	国王政府による公示免除手続き採用の意思：書類・図面を送付して認可条件の検討依頼 迷惑拡大は必至との判断
69 Febr 26	[37] アルトール博士の鑑定書 (p.123)	68年12月26日開催の「苦情を聞く会」での意見を踏まえたの決定事項：6点の認可条件と推奨事項1点
69 März 4	[38] 上級市長から国王政府宛の報告書 (pp.122-122r)	認可条件を提案するようとの指示：アルトール博士の鑑定書 条件4の微修正 (炉の修理や事故による使用不能時のみ投棄許可)
69 April 15	[39] 認可文書 (pp.124 125)	公示免除手続きの採用：条件付きの認可 アルトール博士の条件1, 4, 5, 6 推奨事項に工場施設全体の詳細図面。4ヶ月の執行期限
69 Sept 25	[40] 上級市長から国王政府宛の書簡 (pp.142 143r)	認可条件の執行期限 (4ヶ月) 後のアルトール博士と建築官ヘンゼの立ち入り検査：最小限しか実施されていない 一部認可取り消し要求
69 Sept 29	[41] Wによる認可申請 (pp.129 129r)	ソーダ溶液残滓の蒸留装置に関する認可申請：公示免除の手続きの採用を要請 (住民の迷惑・被害除去を目的)
69 Okt 22	[42] 郡医師から上級市長宛ての報告 (p.130)	企業家 W の提出した書類・図面：蒸留方法の説明が適切である限り、疑念を挟む余地はない
69 Okt 31	[43] 国王政府から上級市長宛の返書 (p.144 144r)	69年4月15日の認可条件の執行命令：アルトール博士とヘンゼの立ち入り検査で証明書を受けること できねば「工場閉鎖」令を発布
69 Nov 2	[44] 上級市長から国王政府宛の報告 (p.145)	9月15日にアルトール博士とヘンゼの実施した立ち入り検査報告を企業家 W に手渡したこと
69 Nov 6	[45] 認可決定 (pp.132 132r)	9月29日付けの認可申請：条件付きで認可 (蒸留過程で発生する液体の回収：廃水の排出禁止)
69 Nov 20	[46] W から国王政府宛の嘆願 (pp.136 136r)	認可条件2の修正願：廃水の工場内再利用、残りの廃水は中和・浄化池経由の排出許可 本来「抗告」すべき
69 Nov 24	[47] 上級市長から国王政府宛の報告 (p.147)	10月31日付けの国王政府発信の文書返送
69 Dez 6	[48] アルトール博士の鑑定書 (pp.138 138r)	11月20日企業家の認可条件修正要求：廃水の再利用 (コークス塔の散水、ヴォルフ瓶充当)、中和して弱酸性溶液としての排出「周辺住民に迷惑が及ばない」との条件を付して許可 (但し、ソーダ溶液残滓の適切処理は不可欠：L村の抵抗)
69 Dez 10	[49] 認可決定 (pp.139 139r)	企業家の条件緩和要求：アルトール博士の鑑定書に依拠した許可 (住民の被害が明らかとなれば、直ちに取り消し)
69 Dez 20	[50] 国王政府から建築官ヘンゼ宛の書簡 (pp.146 146r)	9月21日に作成されたアルトール博士と共同の検査報告書：企業家の条件履行の確認、再度の立ち入り検査
70 Janu 5	[51] W から国王政府宛ての嘆願 (p.147)	12月10日付けの認可発給：蒸留装置と塩化マンガン処理施設の運転開始の許可願
70 Janu 10	[52] 認可文書 (pp.148 149r)	条件付きの認可決定：廃水処理に関するアルトール博士提案を容れた許可
70 Janu 19	[53] 上級市長から国王政府宛の報告 (pp.150 153)	アルトール博士とヘンゼによる再度の立ち入り検査：一時的な改善「労働者・近隣住民の迷惑回避のための措置」に加え、今後、弊害発生時には直ちに解決を図るとの約束 個々の認可条件に関する詳細な報告。継続的な監視が不可欠だが。
70 Febr 1	[54] 国王政府から上級市長宛て書簡 (p.154)	12月10日付けの認可発給にかかった郵便代金の企業宛の請求



年 月	史料名 (所収頁) ・ 史料番号	要 旨
70 Febr 5	[55] 建築官ヘンゼから国王政府宛の報告 (pp.155 156r)	ガス捕捉器の未使用と塩酸ガス排出の継続、排水用の貯水槽也未設置、ソーダ溶液残滓の処理施設も未完成 工場施設全体に不安
70 Febr 17	[56] 上級市長から W 宛の書簡 (pp.155r 156)	2月5日検査報告書に基づく提言：貯水槽の建設、コークス塔と水槽の間を金属管で連結、第2のコークス塔建設 4ヶ月以内の執行
70 Aug 4	[57] W から国王政府宛の嘆願 (pp.157 158)	コークス塔建設の期限延長願い：建設遅れの理由 (煙突取り壊しに手間、普仏戦争の影響で資材・人手不足) 9月10日まで延長
70 Aug 13	[58] 国王政府から W 宛の返書 (p.158)	コークス塔建設期限の延長願いを聞き届ける：9月10日まで
72 Nov 10	[59] 医療評議員バイヤーから国王政府宛て書簡 (p.160)	ソーダ残滓の地中投棄の可否についての問い合わせに対する報告：現地調査なしに投棄の継続の可否は判定できず
72 Dez 1	[60] 医療評議員バイヤーから国王政府宛て書簡 (p.160)	現地調査：エルパーフェルト実業学校の化学教師ブルク博士の廃水分析の結果待ち (ヴッパー河の水位高く検査に不向き)
72 Dez 11	[61] 国王政府から上級市長宛の書簡 (p.160a)	バイヤー博士とブルク博士の現地調査の結果に基づいて、暫定的な決定を一任
72 Dez 12	[62] 上級市長から市民宛の報告 (p.160a)	ソーダ残滓捨て場の廃水検査の結果待ち
72 Dez 13	[63] 上級市長から国王政府宛の返書 (p.159)	12月11日付けの国王政府の指示を受理したこと
73 Feb 6	[64] 上級市長から国王政府宛の書簡 (pp.160 160r)	廃水処理の条件 (住民被害の顕在化時には許可取り消し)：近隣住民の泉汚染の苦情 予防措置が認可取り消しを要求
73 Feb 18	[65] 上級市長から国王政府宛の意見書 (pp.161 164)	ブルク博士の調査結果報告：W 工場による近隣住民への大きな迷惑 廃水・モヤによる公益被害、土質から廃水は地中浸透、廃棄物捨て場の灌漑による有害物除去の提案は危険、土による埋め立ても限界 (イタチごっこ)、投棄禁止が唯一の手段
73 März 8	[66] 上級市長から国王政府宛の報告 (pp.165 165r)	企業家の要請を受けてブルク博士の立ち入り検査：ソーダ残滓の地中投棄を当面許可しないよう要請
73 März 14	[67] 国王政府から上級市長宛の返書 (pp.165 166)	ブルク博士の報告書と意見書の受理：現存の弊害を企業家の利益を損なうことなく除去するという難問に直面 企業家の対案提出を待ち、再度意見聴取会を開催して調停をはかるよう、投棄見合わせの命令は出さず 国王政府は強権発動せず
73 April 23	[68] 上級市長から国王政府宛の書簡 (pp.167 167r)	ブルク鑑定書の要旨と弊害除去のための提案をとりまとめさせる
73 April 29	[69] 国王政府から上級市長宛の返書 (p.167)	ブルク鑑定書の要旨と弊害除去のための提案をとりまとめた文書の送付依頼
73 Mai 20	[70] 上級市長から国王政府宛の報告 (pp.168 168r)	ブルク鑑定書の要旨・提案を送付：「数日前 W 工場のベルク・マルク産業連盟による買収が決まる」 残滓処理問題の霧散
73 Juni 6	[71] 国王政府から上級市長宛の書簡 (pp.168r 169)	工場施設の取り壊しと敷地の別途利用に理解：但し、有害廃棄物の除去は考慮すべき

(注) 省略形 L Langerfeld, W Wesenfeld, は Henneking, 1994, pp.178-181で利用されている分。[典拠] RD, 24640.

一方、伝来する史料の種類に目を移すと、1845-55年闘争だけでなく、これまで検討してきた事例とは、まったく異なる特質を読み取れる。以下、その点を中心に伝来史料を概観しておこう。特に、ヘンネキンは、1994年著書においての第一次世界大戦前ラインラントの化学企業122社による認可申請を契機に発生した闘争を網羅的に検討しているが、闘争の経過を忠実に辿るだけで、肝心の史料の伝来状況や闘争関係主体の対応などの問題を不問に付している (Henneking, 1994)。ドイツ環境史の研究潮流に照らして言えば、環境問題を時代的文脈に的確に位置づけるという、学的要請に十分に

応えていないのである (田北, 2010, p.2)。なお、ヘンネキンは、1994年著書において1869-73年ヴェーゼンフェルト闘争を取り上げているが、その執筆に当たって利用された史料には、表に丸印を付している (Henneking, 1994, pp.178-181)。なお、T.アルノルトも、1845-54年を中心にヴェーゼンフェルト化学企業をめぐる環境闘争を概観している (Arnold, 1990, pp.152-153)。

1861年改訂版の「営業条例」の第1条から第10条に従えば、通常の認可審査は、次のような手順に沿って行われる (GS, 1861, pp.749-752)。企業家は郡長官 (ラント評議員) か市長のもとに経営説明書・図面からなる認可申請書を提出する。それを受け付けた郡長官・市長は、郡医師・郡建築官に書類を送って、不備の有無を審査させた。それに合格すれば、国王政府による官報・新聞紙上への計画公示が行われる。計画公示と同時に申請が出された最寄りの自治体当局の手で、書類・図面が一般の閲覧に供される。その後、二週間以内に住民は、最寄りの自治体当局ないし郡長官宛てに異議申し立てを行うことができる。異議申し立てがあった場合、市長・郡長官は両当事者を召喚して口頭の意見聴取会を開催し、妥協の道を探ることになる。その際、必要に応じて証人の証言や専門家の鑑定が求められる。この意見聴取会の場での和解が不調に終わったとき、意見聴取会記録を作成し、証人の証言や専門家の鑑定書を含む関係書類・図面をひとまとめにして、国王政府 (内務部) に送る。それを受け付けた国王政府 (合議団) は、意見聴取会を開催して両当事者の言い分を聞いた後、協議の上で認可発給の適否や認可条件を決定する。

この国王政府による認可決定に不満がある場合、ベルリンの商務省宛に抗告する道が残されている。企業家ないし反対派住民から国王政府の決定に不満な理由を説明した抗告書が提出されると、その写しを相手方に送り、反論書を作成させる。抗告書・反論書が出そろったところで、これまでの関係書類一式とプロイセン王立技術委員会など専門家の鑑定結果を踏まえて、商務相が抗告審決定を下す。その内容が、国王政府宛てに通知され、抗告審決定を踏まえて新たに認可文書が作成される。それが両当事者に通知されると、企業家はその内容に沿って施設・装置の建設・設置を行う。それが完成した後、郡建築官の立ち入り検査を受け、それに合格すれば、ようやく経営開始の運びとなる。

長々と、通常の認可審査手続きについて書いてきたが、各審査段階で史料が作成されるからに他ならない。もちろん、史料が完璧に揃っている方が例外に属するが、下記の種類の史料が伝来することになる。すなわち、企業家の認可申請書、市長・郡長官の受付証、郡役人による予備審査記録、意見聴取会記録、証人尋問記録、専門家の鑑定書、国王政府の認可決定、商務相宛の抗告書と反論書、商務相の抗告審決定、国王政府作成の認可文書、認可文書の送付記録、郡建築官の立ち入り検査報告。これまで検討してきた事例では、程度の差こそあれ、それら多様な種類の史料が伝来しており、関係主体の主張とそれぞれが拠り所とする法・慣習 (社会ルール) を読み取ることができた (田北, 2008, 2009, 2010a, 2011a, 2011b, 2011c)。

唯一の例外が、1864-72年イエガー会社をめぐる闘争である。企業家が、1861年「営業条例」によって導入された公示免除手続きの採用を申請して受け入れられたため、住民の異議申し立ての機会は奪われ、その後の審査手続きが省略されたからに他ならない (田北, 2009, pp.57-62)。しかし、公示免除手続きの申請・採用には、厳しい条件が付けられていた。1861年「営業条例」の第10条に、次の規

定がある。「所轄の当局（国王政府）が、計画される変更が、隣接する土地の所有者、住民あるいは一般大衆にとって、既存の施設から発生する以上に大きな、あるいは新種の被害・危険・迷惑を招く恐れはないと、確信できる場合に限り、企業家の申請によって公示を免除できる」（GS, 1861, p.752）。国王政府が、あらかじめ被害拡大と新種の被害発生の危険性はないと確認できる場合に、限定されている。それと併せて、公示免除手続きによる認可申請にも、正規の予備審査を経ることで、安易な適用を行わないように、縛りをかけていた。1861年「執行規則」第10条第21項は、次のように定めている。「(1861年「営業条例」) 第2条に挙げられた当局（郡長官か市長）に届け出て、最寄りの行政当局を通じて郡建築役人・郡医師の鑑定結果を添えた上で、国王政府宛てに送付されるべきである」（MblI, 22, p.176）。予備審査を担当する郡役人2人の鑑定結果を添えて、国王政府の判断を仰ぐというのである。上記のイエガー会社の場合、この予備審査を経ていたことが分かっている。1865年10月30日と11月5日にイエガー会社から提出されたアニリン紫の製法変更とヨードエチル生産・再生に関する認可申請に際し、2人の郡役人は「公衆衛生的にみて疑念はない」（RD, 13260, p.53）と判断しながらも、2つの厳格な条件設定を提言している（田北, 2009, pp.60-61）。結果から見ると、イエガー会社が新たな認可申請を行う際に「既得認可の拡大」と書いたように、この手続きは、企業家の奢りを増し迷惑のたれ流しを容認して、住民被害の拡大と169名の参加した大規模闘争を招く原因の一つとなった（田北, 2009, pp.62-67, 2011c）。

以上のように、近隣住民の声を完全に遮断して被害・迷惑の拡大を招いた、公示免除の審査手続きは、次第に採用されなくなった。この点は、認可制度の改革の一つの目標に掲げて1878年に創設された「ドイツ化学工業利益擁護連盟」の機関誌、『化学工業』から鮮明に読み取ることができる。1904年化学連盟の「役員会」の席上、「ごく最近、経営内容の変更の大小を問わず、公示手続きに付されている」（CI, 27, 1904, p.121）との発言がでたが、その起源は10年以上遡及できる。1891年「化学連盟」総会では、「政府は、原則的に全ての認可申請を公示するとの報告を受けている。それは、楽なやり方かもしれないが、法の趣旨には沿っていない」（CI, 14, 1891, p.392）との苦情が寄せられているし、1896年の総会では、「商務相の命令により、認可申請の公示免除は例外措置とするように強い指示があり、その結果、企業家からの（公示免除手続き採用の）認可申請は、ごくまれにしか行われていない」（CI, 18, 1895, p.427）と、中央政府の主導した方針であったことも分かっている<sup>8)</sup>。

そして、この公示免除手続きの採用こそが、1869-73年闘争の伝来史料の種類を著しく偏ったものにした。ただ、ここで詳述するように、ヴェーゼンフェルト化学工場から排出されるガス・廃水あるいは産業廃棄物の処理問題に鑑みると、そもそも公示免除手続きの採用を許される状況ではなかった。それにもかかわらず、公示免除手続きが採用されたため、反対派住民は異議申し立てや苦情書送付を通じて表舞台に立つことはなかった。この事情から反対派住民の手になる史料が1点も伝存していな

8) 1880年代以降「化学連盟」は、経営内容変更の程度（大小）に応じて、公示免除手続きの採否も含めて認可審査を変更するように要求していく。1895年の総会においてクレマー博士は、「(営業条例の第25条の)経営内容の小さな変更の場合に、公示免除手続きを採用できるとの規定は、これまで以上に考慮されねばならない」（CI, 18, 1895, p.426）述べているし、連盟の法律顧問的存在だった弁護士フォッセンは、その原則に沿った営業条例の条文改正のための原案作成さえ行っている（Vossen, 1909）。



いことが、最大の特徴をなす。従って、闘争に直接関係する主体は、1) 反対派市民の意志を伝達し、企業家に厳格な回避措置の採用を促す上級市長 (14点)、2) 企業家ヴェーゼンフェルト (4点)、3) 公示免除手続きを採用しながらも、無条件の認可発給に踏み切れない国王政府 (14点)、4) 国王政府の委託を受けて立ち入り検査を実施し報告書の作成に当たり、また設定すべき認可条件を検討する専門家 (4点)、の4者が中心となる。この点を念頭に置きながら、闘争の前半 (69年1月~70年8月) と後半 (72年11月~73年6月) に分けて伝来史料を概観してみよう。

#### (1) 前半の闘争 (69年1月~70年8月)

最古の伝来史料は、69年1月9日付けの上級市長からアルトローペ博士宛の書簡である ([36])<sup>9)</sup>。このアルトローペ博士こそは、良かれ悪しかれ、1872-75年イェガー会社をめぐる環境闘争において科学的鑑定を中心にあつた人物であり、「エルバーフェルト実業学校長」の肩書きをもっていた<sup>10)</sup>。国王政府からの委託を受けて、アルトローペ博士に認可発給に当たり設定すべき条件の検討を依頼する内容となっている。それに応えたのが、69年2月26日付けのアルトローペ博士の鑑定書である ([37])。その後直ちに上級市長は、アルトローペ鑑定書に意見を添えて国王政府に送付した ([38])。おおよそ一月後の4月15日に国王政府は条件付きの認可発給を決定して、前半戦の第一幕は終わった ([39])。

この認可条件の履行状況をチェックするために、9月15日に工場の立ち入り検査が実施された。上級市長は、検査を担当したアルトローペ博士と郡建築官ヘンゼともども報告内容を検討し、その結果を9月25日に国王政府に送付した ([40])。認可条件の不履行を指摘された企業家は、9月29日に住民の不利益・迷惑回避のために新たな装置の設置に関する認可申請を行った ([41])。今回も、住民の不利益・迷惑回避を目的とした経営内容の変更であることを理由として、公示免除手続きの採用を要求していた。この申請を受け付けた上級市長は、予備審査を担当する郡建築官の意見を打診し、10月22日に報告を受けた ([42])。その後、上級市長と国王政府間で交わされた往復書簡は、立ち入り検査の結果を企業家に周知徹底することを再確認している ([43]、[44])。それを踏まえて早々に国王政府は、条件付きの認可発給を決定した ([45])。しかし、企業家は、国王政府に対して認可条件の一つに不満の意志を伝えた ([46])。本来、国王政府の認可決定に不満がある場合、ベルリンの商務省宛に抗告するのが、法に適った経路だが、ここでもバイパスが選択された。国王政府は、再度、企業家の要求の適否についてアルトローペ博士の鑑定を求めた ([48])。12月10日国王政府は、アルトローペ博士の鑑定書に基づき条件付きで認可を発給した ([49])。今回も、新たな認可条件の履行状況に関する立ち入り検査をアルトローペ博士とヘンゼに依頼した ([50])。その検査に合格したのだろうか、70年1月5日に企業家は、国王政府宛てに装置の運転開始に関する許可を求めている ([51])。それを待って国王政府は、70年1月10日付けで正式の認可文書を発給した ([52])。

1月19日に上級市長は、再度の立ち入り検査の結果を国王政府に報告した ([53])。その後2月5

9) この時期伝来する最古の史料 [36] についてヘンネキングは、上級市長から医療評議員バイヤー宛の書簡と書いているが、明らかに誤りである (Henneking, 1994, p.178)。

10) 典拠も含めて、田北, 2010a, pp.88-89掲載の表5を参照せよ。

日ヘンゼは、3度目の立ち入り検査の結果を国王政府に報告し、同時に上級市長は改善措置の必要性を訴えた ([55]、[56])。その後、半年間史料は伝来していないが、8月4日、13の両日付けの企業家と国王政府との往復書簡によれば、認可条件に挙げられた施設建設が遅れていたことが分かる ([57]、[58])。

したがって、企業家による公示免除手続きを条件とした認可申請、国王政府による専門家の鑑定結果を踏まえた条件付きの認可発給、認可条件の履行状況を監視するための専門家による工場の立ち入り検査、その報告を受けた国王政府による条件追加というサイクルで「闘争」が進行した点で、特徴的である。

## (2) 後半の闘争 (72年11月～73年6月)

後半の闘争は、2年後に発生したが、それだからといって、新たな認可申請を契機にしていたわけではない。産業廃棄物による周辺住民の健康・財産被害に関する苦情に端を発しており、その限りで前半戦の延長線上にある ([62])。72年11月10日と12月1日医療評議員パイヤー博士から国王政府に送られた2通の書簡は、ソーダ残滓の地中投棄が周辺にまき散らす被害をめぐる現地調査に関係している ([59]、[60])。従って、上記の認可審査における上記のサイクルが継続していることを再確認しておきたい。国王政府は、12月11日パイヤー博士と調査に参加したブルク博士の鑑定結果を待って、暫定措置を提案するよう上級市長に指示した ([61]、[63])。このブルク博士は、1872-75年イエガー闘争において企業家寄りの鑑定書を提出したが、バルメン実業学校化学教師の肩書きをもっている<sup>11)</sup>。

その後、73年2月工場周辺の泉水汚染という新たな苦情が寄せられて、事態の深刻さがあらためて明らかになった。2月6日に上級市長は、国王政府に書簡を送り、ヴェーゼンフェルト工場に対して強硬な措置を採るように要求した ([64])。2月18日に上級市長は、ブルク博士の鑑定書と「暫定措置」に関する提案を含む書簡を国王政府に送った ([65])。3月8日にはブルク博士の立ち入り検査結果を踏まえて、再度、国王政府宛てに厳格な措置を要求している ([66])。それに対して国王政府は、3月14日に上級市長宛てに返書を送り、独自の折衷案を提示した ([67])。ここで上級市長と国王政府との間で交わされた往復書簡は、環境派市長と公示免除手続きを繰り返し採用する国王政府との本音のぶつかり合いを示しており、いずれも第一級の史料となっている。

それに続き伝来する史料は、2つのタイプからなる。一方は、4月後半国王政府の折衷案の実施に向けた上級市長の取り組みに関係する ([68]、[69])。もう一方は、医療評議員パイヤー博士から「1873年にバルメンに立地するヴェーゼンフェルト化学工場が倒産した後、150人を超える規模の工場は、当該管区にはない」(Beyer, 1876, p.67) と、表現されたような激変に関係している。すなわち、マルク・ベルク産業連盟による工場買収の決定と、産業廃棄物の処理に関する国王政府・上級市長の往復書簡である ([70]、[71])。

---

11) 典拠も含めて、田北, 2010a, pp.88-89の表5を参照せよ。

## II. 1869 73年の環境闘争

### (1) 前半の闘争 (1869年1月～1870年8月)

69年1月9日に上級市長からアルトーペ博士に送られた書簡は、闘争の発端について実に興味深い情報を伝えている ([36])。その冒頭では、ヴェーゼンフェルト会社から黄鉄鉱の燃焼炉、鉛炉、および液体状の塩化マンガンの蒸留炉に関する認可申請が、提出されたことを挙げている。それに続く経過説明に当てられた一文は、2つの意味から注目される。「今回の認可申請に対して国王政府は、公示免除手続きの採用を決定されたが、その際、私に次のように取りはからうように指示された。すなわち、認可申請書を貴兄に送って、先月(68年12月)26日当地で開催された意見聴取会(苦情を聞く会)の結果を考慮して、事後的な認可発給に当たり設定すべき条件を検討するようにと」(op. cit., p.123)。一つに、今回の申請は、無認可での施設利用の後に、住民たちの苦情を受けて初めて行われている。既述のように、住民からの苦情を受けて始まったことからして、公示免除手続き採用の要件に合致しないことは明らかである。もう一方で、住民個々人の苦情を聞くだけでなく、上級市長の音頭取りで「苦情を聞く会」が開催されたことである。しかも、その会で出された苦情内容を記録にまとめて、経営説明書・図面と併せてアルトーペ博士宛に送っている。その限りで、企業家・反対派住民の言い分を口頭で述べさせ、妥協を模索する意見聴取会のもつ趣旨は活かされていた。環境派の上級市長ブレットの面目躍如である。

その書簡の後半は、上級市長による立場表明から構成されている。「認可申請の出ている工場施設は、経営の大幅拡張を計画しており、当然ながら、大衆に迷惑を与える蒸気と周辺地域全体に広がる有害なガスの排出量も増加することになる。したがって、新たな施設の認可は、条件付きで発給されるはずである。(それと同時に)既存の施設に対する予防措置も打ち出されるはずだから、新たな施設による迷惑の拡大を、できるだけ抑える(良い)機会になろう」(op. cit. p.123)。今回の認可申請を逆手にとって、既存の施設に起因するガス・悪臭など迷惑の回避措置をとろうというのである。1872 75年イエガー会社をめぐる闘争に際し上級市長は、72年10月17日付けの国王政府宛の書簡において、次の不満を述べていたことを想起するとき、当然な要求である。「最初の工場施設(建設)に対して起こされた断固たる抵抗が成果を収めなかったことに鑑みると、今回計画されている経営拡張に関して抵抗することは控える。なぜなら、古い工場施設が存在する以上、工場拡張の認可が下りなかったとしても、経営に起因する近隣住民の迷惑は、なくなるからである」(RD, 24645, p.89)。

69年2月29日にアルトーペ博士は、68年12月26日開催の「苦情を聞く会」で出された要求を踏まえて鑑定書を作成した ([37])。認可発給に際して設定すべき条件6項目と推奨事項1項目から構成されていた。その要旨は、下記の通りである。

条件1は、既存の炉・装置から発散するガス・蒸気の完全捕捉と導管を通じた煙突への誘導義務である。

条件2は、塩化マンガン炉への濃縮装置の設置に関係しており、添付された機能説明書・図面に沿った作成・設置を要求している。

条件3は、塩酸炉への濃縮装置設置に関する条件の履行を要求している。「それは設置されていない、相変わらず工場が苦情を寄せられる原因となっている」(op. cit., p.123r)。

条件4は、マンガン溶液残滓の地中投棄の一時的な禁止を定めている。今回の闘争の中心テーマに関わる問題だが、「地中投棄は、工場がマンガン残滓の蒸留処理を行わない口実となっている」(op. cit., p.123r)と判断されたからである。ただ、誤解を避けるために、一言しておくが、工場敷地内に設けられた廃棄物投棄場が問題とされたのは、1869年からではない。既に、1853-55年闘争の際にも苦情が寄せられて、立ち入り検査も行われているので、史料を2点紹介しておこう。

一方は、1854年3月27日付けで27名の住民が、商務相宛に送付した抗告書の一文である。工場拡張に伴い下流に位置する染色場の被害が拡大し、数千人の生活に影響が及んでいることを訴える文脈で、ヴッパー河汚染の原因について次の指摘がある。「その種の被害(布地の染みや色落ち)は、土砂降りのときに際立っている。工場そばに設けられた有害な腐食液(ソーダ溶液残滓)捨て場から廃水が、ヴッパー河に流れ込んだり、地中にしみ込んだりしているからである」(RD, 24640, p.71)。この内容について市長の確認があることも、書き添えられている。

もう一方は、1854年9月25日警察署長から国王政府宛てに送付された書簡である(op. cit., pp.103-104)<sup>12)</sup>。54年6月24日付けの抗告審決定は、廃水処理問題の解決を市当局に丸投げしたために、工場の立ち入り検査を実施し、その結果を報告したものである(田北, 2011b, pp.84-85)。まず、住民の危惧する工場廃水のヴッパー河流入は、「工場が、左岸から50-60ルーテ(150-300米)離れている」(RD, 24640, p.103r)ことから、ありえないように思えると印象を述べる。続いて、きわめて楽観的な見解が提示される。「工場敷地内に3カ所大きな地中投棄場がある。この投棄場から数十センチ離れて一つの穴があり、それは工場から100ルーテ(300-500米)下流でヴッパー河に繋がっている。しかし、この穴は、投棄場より高い土台の上であり、小川が氾濫した場合にだけ、廃水で一杯になることがある。この穴は、いろいろな建物から排出される廃水の堤防の役割を果たしており、化学物質がそれと化合するとは考えられないし、ヴッパー河への廃水排出を抑制するのに好都合である」(op. cit., p.103r)。ただ、その末尾に付された下記の表現、あるいは54年1月26日付けの国王政府宛の書簡から読み取れるように、一貫して企業寄りの立場をとる警察署長の報告を鵜呑みにできるかどうか疑問である(田北, 2011b, pp.80-81)。「ヴッパー河畔には同種の工場施設が多数存在しており、その種の弊害(廃水排出)の除去は、産業にとって、計り知れない不利益をもたらすことになる」(RD, 24640, pp.103r-104)。

条件5は、有害な工場廃水の垂れ流しを回避するために「廃水溜」の設置を義務づけている。同時に、「廃水溜」の底が排水路より1.5フース高くなるようにすること、自由な出入りを禁止するために錠前をかけて、鍵は国王政府に保管してもらうこと、の2点を条件に加えている。

条件6は、完璧に濃縮処理できなかった酸性蒸気は、導管を通じて煙突に誘導されるが、それが正常に機能しているか否かを監視できる、「覗き窓」の設置を義務づけている。

12) バルメンの自治体警察が再度導入されたのは1863年のことであり、ここに挙げられているのはエルバーフェルト・バルメン警察署長である(Werth, 1908, p.62)。



いずれも、周辺住民が日常的な被害・迷惑に曝されている排出ガス・廃水処理に関わる項目ばかりだった。それに加えて、企業家の杜撰な経営ぶりを踏まえつつ、厳しい要求を推奨事項に挙げている。「工場主は、有害で迷惑な蒸気の量を削減するために必要な、あらゆる改善措置を早急にとるべきである。硝酸炉に設けられたヴォルフ装置（瓶）に付随するコークス塔の設置が、その一例である」（*op. cit.*, p.123r）。

3月4日に上級市長は、アルトーペ博士の鑑定書に意見を添えて国王政府に送付した（[38]）。上級市長は、既述の条件4を微修正するよう意見を述べている。マンガン残滓の地中投棄の一時的な禁止にとどまらず、次の要件を追加して原則禁止するように要求した。「マンガン残滓の蒸留処理のための炉が、必要な修理やその他の事故のために利用できなくなった場合にだけ、地中投棄は許可される。そうすることで、当地で統制に対する指針も得ることができよう」（*op. cit.*, p.122r）。今後の産業廃棄物処理の統制のあり方を考える上で、足がかりとしたいと言うのである。

しかし、4月15日付けで発給された認可文書は、上級市長の意見を取り入れることはなかった（[39]）。通常の認可文書の形式を踏襲しつつ、「これまで繰り返し反対派住民から寄せられてきた、そして今回再度ヴェーゼンフェルト工場について提示された苦情を考慮して、次のように決定した」（*op. cit.*, p.125）と述べ、次いで認可条件の解説に進む。アルトーペ鑑定書に挙げられた条件1-3を条件1に一括りにし、最後に新たな条件を追記した以外は、条件4-6をそのまま取り入れている。新条件1では、既存の硫酸炉・焙焼炉を含めて「有害なガス・蒸気が発生する炉」の全てにガス捕捉装置の設置と、導管を通じた煙突への誘導の義務が明記されており、今回の事後的な認可申請を契機として住民から苦情の根を断とうとした点は注意を引く。特に、新規の追加条件は、工場施設の詳細な図面と工場敷地平面図の警察署における保管を定めて、将来の統制の便をはかることで、上級市長の要請に歩み寄る姿勢を示しているからである。最後に、認可条件の履行期限を4ヶ月と定めている。

この4ヶ月が経過した後、アルトーペ博士と郡建築官ヘンゼによる立ち入り検査が実施された。その内容は、9月25日付けで上級市長から国王政府宛てに送られた書簡からうかがい知れる（[40]）。冒頭には、9月15日に検査を担当した専門家2人と上級市長が協議して、この報告書・嘆願書を取りまとめたことが書かれている。その内容は、公衆衛生状況の悪化に悩まされていたバルメンの行政責任者である上級市長の憤りを直接表現している。

「既存の装置に関して事後的な認可発給を要求した時に設定された条件は、最小限に、しかも欠陥だらけで満たされているに過ぎない」（*op. cit.*, p.142r）。事後的な認可申請と、住民の異議申し立て機会を封印する公示免除手続きの採用という特例措置のなかで設定された条件すら、真剣に履行しようとしぬ企業家に対して怒りは極限にまで達している。別稿で触れたように、迷惑拡大が予測される工場は、「自主的か強制的かを問わず」都市外縁部に移転することが、社会ルールと考えられていた時期に公然と認可条件を無視したからである（田北, 2009, pp.64-65）。その悪質な例が2点挙げられている。「ヴェーゼンフェルト会社が、硫黄炉の脇にあるガス捕捉器をごくたまにしか利用していないという事実が、営業活動から発生する迷惑の除去を、ほとんど注意してもいないことを物語っている」（*op. cit.*, p.142r）、あるいは「ヴェーゼンフェルト会社による迷惑回避への無関心を証明する

もう一つの例が、ごく最近（ソーダ）溶液残滓を再び工場のすぐ側に、従って都市の真ん中に投棄していることである」（op. cit., p.143）。この場では、住民から大きな改善要求が出ていたガス排出とソーダ残滓の地中投棄が問題とされている点に注目したい。

その理由から、上級市長の国王政府宛の要求は強い論調となっていた。「事後的な認可発給に際して設定された条件全てを完全に満足させるまでは、硫酸生産装置と塩化マンガン蒸留炉の利用禁止を命令しても良いと考えている…都市バルメンの地中への（ソーダ）溶液残滓の投棄は、警察を通じてただちに禁止させ、そのままの状態にとどめおく。また、既に堆積された残滓の無害化については、市当局で配慮するつもりである」（op. cit., p.143）。認可条件の完全履行までの一部の経営停止と地中投棄の停止を要求した。

以上の強硬な提案によって威嚇された企業家は、大急ぎで対応した。9月29日にソーダ溶液残滓の蒸留装置の図面・機能説明書を添付して、新規の認可申請を行った（[41]）。しかも、住民の被害・迷惑回避を目的とした認可申請であることを強調して、公示免除手続きの採用を要求した。この申請を受け付けた国王政府は、郡医師フェルトマン博士による「提出された書類・図面に疑念を挟む余地はない」（[42]）とのお墨付きを得て、企業家の要求を受け入れた。10月31日付けの上級市長宛の書簡では、4月15日付けの認可条件を全て満足させること、そして再度アルトローペ博士とヘンゼの立ち入り検査を受けて「被害・迷惑の除去のために十分である」（[43], pp.144 144r）との証明書の発行を受けること、の2点を要求した。企業寄りの国王政府も、今回ばかりは「（それが満たされなければ）工場を閉鎖する必要があると考える」（op. cit., p.144r）と厳しい姿勢を見せた。

その後、11月6日国王政府は、9月29日の申請に対して2つの条件付きで認可発給の決定を下した（[45]）。一つは、ソーダ溶液残滓の蒸留過程で生成された液体は、釜に回収すること、もう一方は、溶液残滓の地中投棄は全面禁止とすることだった。最後に、この認可決定に不服の場合、商務省宛てに抗告するように指示した。しかし、既述のように、今回もヴェーゼンフェルトは、正規のルートを探ることはなく、11月20日に国王政府に第2の条件の緩和要求を提出した（[46]）。すなわち、廃水処理を施した後に排出・投棄を認めるよう要請した。第一ステップの処理は、工場内で発生する洗浄液（廃水）の工場内での最大限の再利用である。第二ステップは、「わずかばかり廃水中に残った酸を中和するために石灰を容れた浄化池を通す」（op. cit., p.136r）ことである。第三ステップとして、「以上の手法で無害化した液体を排出する認可を、可及的速やかに発給いただきますよう、お願いしたい」（op. cit., p.136r）と、地中投棄の許可である。国王政府は、不服申し立て先の違いを理由として、企業家の要請を門前払いすることなく、今回もアルトローペ博士に申請内容に関する鑑定を依頼した。12月6日に提出された鑑定書の要旨は、次の通りである（[48]）。

まず、経営規模から判断して、処理すべき液体残滓は膨大な量に達すると考えられるため、「わずかばかり廃水中に残る塩酸でなく、たえず薄めながら排出されることになろう」（op. cit., p.138）と危惧する。その上で工場内での廃水再利用の提案を検討している。第一ステップで考えられているコークスタへの散水は、石灰を含むため容易ではなく、結局ヴォルフ瓶による回収が中心となる。したがって、再利用できなかった廃水は、「完全に中和し弱酸性の溶液にした後で地中投棄を許可するが、そ

の場合、周辺住民に迷惑が及ばない限りという条件を付す」(op. cit., p.138) ことを提案した。ただ、アルトーベ博士は、この提案が、その場しのぎの便法に過ぎないことを十分承知していた。「ランガーフェルト村における最近の出来事が証明しているように、溶液残滓の加工処理は不可欠である…大量の薄められた塩酸の排出を、大胆にも工場に許可する上記の提案は、工場と近隣住民の双方に被害をもたらすことになるやもしれない」(op. cit., pp.138 138r)。このランガーフェルト村の出来事については、73年2月18日付けの上級市長から国王政府宛の書簡に多少詳しい記述が見られるので、紹介しておこう ([65])。「一時期、(工場敷地内への) 地中投棄が停止されたことがあった。ソーダ残滓は、ヴェーゼンフェルトがパルメン東部に位置するランガーフェルト村で購入した石切場(跡) に運ばれていた。しかしながら、そこへの投棄は、大きな苦情を喚起したため、結局、行政的に禁止されてしまった」(op. cit., p.163r)。ランガーフェルト村にある石切場跡を投棄場所として購入し利用していたが、住民からの苦情を受けて禁止されたというのだ。ちなみに、ランガーフェルトの村長は、1853-55年闘争の折に漂白業者からの依頼に応じて、認可申請を棄却するように隣接するアルンスベルク国王政府に働きかけたことがあり、初期から浅からぬ因縁を感じさせる<sup>13)</sup>。

12月10日付けで国王政府は、アルトーベ博士の鑑定結果を拠り所にして、11月6日の認可決定に挙げられていた第二番目の条件の緩和を認めた ([49])。ただ、許可取り消しの可能性を残すために、「問題となっている廃水の地中投棄が、周辺住民にとって有害であることが明らかになった場合、(企業家からの) 損害賠償請求をうけることなく、その許可を取り消すことができる」(op. cit., p.139) との但し書きを付けた。その10日後、国王政府は郡建築官ヘンゼに指示を与え、認可条件の履行につき企業家の意見を聞き、同時に9月21日作成の立ち入り検査記録にならった報告書の提出を求めた ([50])。

70年1月5日付けで企業家は、ソーダ残滓の蒸留装置と塩化マンガン処理装置の使用願いを提出した ([51])。それを待ち受けていたかのように、国王政府は1月10日に正式の認可文書を発給した ([52])。1月19日国王政府の指示通り、アルトーベ博士と郡建築官ヘンゼによる立ち入り検査が実施された。その検査結果は、同日に上級市長から国王政府に送られた書簡から読み取れる ([53])。その冒頭に載せられた上級市長の意見は、今回の闘争において唯一の例外をなす肯定的な内容であった。「私個人としては、本日の報告内容に大いに満足しています。とくにヴェーゼンフェルトが、労働者と近隣住民の迷惑回避のために課された措置以外に、万一、わずかな弊害発生に気づいた時には、ただちに解決を図ると説明したからです」(op. cit., p.150r)。以下、個々の認可条件の履行に関して逐一報告している。まず、各種の炉にはガス捕捉器も設置され、密閉した導管を通じて煙突まで誘導されており、点検用の覗き窓も設けられていて合格であること。次に、最大の問題であるソーダ溶液残滓の地中投棄は、行われていないことである。但し、設置を申し出ている蒸留装置の代わりに炉2基、ガス捕捉・濃縮装置が設置され、廃水もコークス塔へ誘導されていて、上級市長の個人的見解との断り書きはあるものの、「マンガン残滓の地中投棄を防止できる長所をもつ」(op. cit., p.151r) と判断

13) 典拠も含めて、田北, 2011b, pp.78 79を参照せよ。

されている。廃水浄化後のヴッパー河排出について、鉄道敷設後に水路の変更があったことに触れつつ、敷地内の排水路そばに設置すべきとされる廃水溜の建設は再検討するよう要求している。それでも、上級市長の論調は決して楽観一辺倒ではない。その末尾で、「現状が適切であるからこそ、継続的なヴェーゼンフェルト工場の監視が必要となる。というのも、その種の化学工場では日常的に多くの変化が起きており、その結果、弊害の発生が簡単に見逃されてしまいがちだからである」(op. cit., pp.152r 153) と述べ、継続的な統制の必要を強調して結んでいる。

この上級市長の危惧は、時をおかず現実のものとなった。2月5日の郡建築官ヘンゼから国王政府宛の書簡は、工場の立ち入り検査の結果報告に当てられているが、これまでにない手厳しい内容となっている ([55])。総括では、「私の見るところ、全ての施設・装置が、最大限の不安に満ちている」(op. cit., p.156r) とまで表現されている。以下では、不安材料となった問題に絞って一瞥しておこう。まず、「硫黄炉脇に設置されたガス捕捉装置は、現在使用されていず」(op. cit., p.155)、前回の措置は、検査官に見せるためだけのものだったことが明らかになった。同時に、塩化マンガン炉にはガス捕捉装置・濃縮装置が設置されているものの「塩酸ガスの排出は続いている」(op. cit., p.155) と述べ、予防措置の不備を指摘する。次に、工場敷地内の排水路に関する水質検査の結果、有害との判定は出なかったが、やはり廃水溜は不可欠であると述べ、建設を急ぐように注文した。さらに、最大の問題点であるソーダ残滓の処理施設が、まだ完成していないことである。企業家は、建設を急ぎ、運転を開始すると約束したという。最後に、硫黄炉に付随する蒸留炉とコークスタを金属製の導管で接続するよう注文を付けている。これは認可条件の追加に当たるが、ガス排出量を抑制するために第二番目のコークスタの設置を義務づけるよう提言している。

2月17日上級市長は、2月5日のヘンゼの検査報告書をヴェーゼンフェルトに送り、「新たな苦情を回避するために、若干の予防措置を講じるよう要請した」([56])。今回の設置期限は4ヶ月で、6ヶ月以内に再度ヘンゼの立ち入り検査を実施することも通知した。その後、およそ半年間史料が伝来しない。8月4日に企業家は、国王政府宛てに書簡を送り、第二コークスタの建設の遅れを報告すると同時に、期限の延長願いをを行った ([57])。その遅れの理由として煙突台座の取り壊しに手間取っていること、3週間前に勃発した普仏戦争のため資材調達・運搬の大幅な遅れが生じたこと、の2点が挙げられている。しかし、ヘンゼが「過去数ヶ月にわたり工事に進展はなく、8月6日以降まで期限を延長する必要はない」(op. cit., p.157) と厳しい評価を下していたことを想起するとき、言い訳がましい印象は免れない。それにもかかわらず、8月13日国王政府は、企業家の希望通り9月10日までの期限延長を認めた ([58])。この後、2年以上にわたり史料が伝来せず、その行方は不明なままである。

## (2) 後半の闘争 (1872年11月～73年6月)

72年10月後半ないし11月初頭に「ヴェーゼンフェルト化学工場近隣の一人の土地所有者から、彼の泉水が工場の地中投棄物によって台無しになってしまった」([64], p.160) と上級市長に苦情が寄せられた。恐らく、その報告を受けた国王政府からの問い合わせを契機としてのことだろうが、合議団



の一員として認可審査を担当する医療評議員・医師であるバイヤー博士が、11月10日に回答書を送った ([59])。「企業経営による廃棄物投棄の判断は、現地状況に関する正確な知識なしには行いがたい。特に、製法の一部が秘密にされているから、いっそうそうである。有害さの判定にとって廃棄物が液体か固体かという前提は、もはや通用しない」(op. cit., p.160) と述べて、現地調査の必要性を強調した。12月1日付けでバイヤー博士が国王政府宛てに送付した書簡によれば、バルメン実業学校化学教師であるブルク博士とともに調査を実施したことが分かる ([60])。ただ、調査時のヴッパー河の水位が高く、「性急な結論を導き出せば、再度苦情を受けるだけ」(op. cit., p.160r) なので、水位が落ち着くのを待って再調査することを提案している。この報告を受けて国王政府のとった対応は、事前営業認可と公衆衛生にまたがる問題の処理の点で、実に興味深いものがある。ただ、それに進む前に、バイヤー博士の1876年の著書『公衆衛生の観点から見たデュッセルドルフ行政区の工場制工業』(Beyer, 1876) を手がかりにして、74年時点での河川汚染と廃棄物の地中投棄と化学工業との関係についての博士の立場を一瞥しておきたい。

まず、「ヴッパー河は、バルメン・エルパーフェルトの工場廃棄物の排出によって、ほとんどインク色の流れと表現できるほど汚染されている。ただ、全ての工場に廃棄物の排出を禁止してしまえば——そんなことは誰も考えないだろうが、法の趣旨に従えば正当とみなされている——、多数の家族の生活が損なわれ、数千人の労働者が生活の糧を失うだけでなく、これら都市の産業全体が、克服できないほどの痛手を負うことは明らかだろう」(op. cit., p.115) と述べて、西部ドイツ最大の産業都市バルメン・エルパーフェルトの工場廃水による深刻な汚染状況を描写している。ここで注目したいのは、法規制を徹底して排出禁止を実施すれば、数千人の労働者家族の生活が危機に瀕すると、あえて書き添えていることである。この点は、下で一層明瞭な表現をとってくる。次に、汚染の原因は、下記の引用から看取できるように、事前営業認可の対象外の職種である染色業に求められている。「当管区において染色業は、水資源の汚染(原因)の点で圧倒的に筆頭の地位を占めている。染色業を専業として、あるいは他の産業部門の一部として営む数百を数える大小の工場は、廃棄物の排出を通じて多数の河川と小規模な水流をひどく汚染しているので、これまでそれを抑制すべく提案され適用されてきた手段は、ほとんど効果がないか、まったく効果がないほどである」(op. cit., p.118)。特に、槍玉に挙げられているのが、トルコ赤染色業であり、それと対照的に化学工業の廃水は、ほとんど汚染源とはみなされていない (Arnold, 1987, 1990)。それには2つの理由がある。一方は、「過去数年来、認可手続きにおいて廃水の無害化を条件に設定するなど、(国王政府は) 厳格に考慮している」(Beyer, 1876, p.120) とあるように、認可制度の適切な機能である。この時期ヴェーゼンフェルト化学会社をめぐる発生した「環境闘争」を考慮するとき、あまりに楽観的と言わざるをえまい (田北, 2011b)。もう一方は、化学工場からの廃水量が少なく、企業側も浄化槽の設置など認可条件を容易に履行できたからである。ただ、1853-55年ヴェーゼンフェルト闘争において「経営規模」の急拡大によるガス・廃水被害の拡大という訴えが起こったことを想起するとき、これもそのまま信用するわけにはいくまい (op. cit., p.66)。

この河川汚染と比べて、液体廃棄物の地中投棄に関してバイヤー博士は、はるかに厳しい姿勢で臨

んでいる。原則として、地中投棄が許されるのは、廃棄物の量が少なく、土壌の条件が良好な場合に限定すべきと明記しているからだ (Beyer, 1876, p.115)。住居のそばと住宅地では全面禁止。液体の浸透性の高い砂や砂利層、あるいは浸透性の低い粘土・岩盤から構成される土壌のいずれにも、廃水溜の設置を義務づけるべきだと述べている。ただ、科学者としての建前と、近隣住民からの苦情・訴訟処理に際して採るべき立場として提示される本音は、大きく食い違っている。「公衆衛生関係者と水流を利用する近隣住民からの正当な要求を満足させ、同時に当該企業が、被害を被ることなく(経営を)継続できるようにすること」(op. cit., p.116)と述べ、企業と住民・自治体当局の双方が満足する裁定を下すべきだという。これこそが、バイヤー博士の基本的立場であった。

ところで、国王政府は、バイヤー博士の報告を踏まえて12月11日に上級市長に書簡を送り、対処方法を指示した ([61])。「医療評議員 (バイヤー博士) が現地調査に基づき作成 (ブルク博士に依頼) した鑑定書を参考にして、(住民からの) 苦情に対して暫定的決定を下すよう委託された」(op. cit., p.159)。その翌日に上級市長は、苦情を寄せた市民に経過説明を行った ([62])。ここで注意を引くのは、本来、認可審査に直接関わることのない市当局に、認可条件に関わる判断を委ねていることである。それがいかに異例な措置であるかは、同じヴェーゼンフェルト会社をめぐる発生した1854 55年「闘争」において市長が国王政府に送った書簡を一瞥するとき、直ちに明らかになる。「それ(認可の可否の判定)は、おもに警察的観点(火災、公衆衛生、建築)から行われ、従って自治体当局自体に、協議権は属していない。しかしながら、認可申請に決定権をもつ国王政府が、警察的利害と並んで市民共同体全体の利害を視野に収めているかどうか、疑わしい...国王政府が、その種(警察・市民共同体全体に関わる)の認可申請の際に、自治体首長・市議会に鑑定書作成・提出を認めるという便宜を図ってくださるようお願いしたい...この鑑定書は、計画されている工場施設が一般的な都市利害にとって、どの程度有害か無害かを考慮するだけに限定されるが、国王政府にも利益があるはずである。なぜなら、共同体の福利と痛みを監視する市当局が、警察的利害以外にどのような関心をもつかについて、資料を得られるからである」(RD, 24640, pp.53r 54)。国王政府が、強引と言わざるをえないやり方で公示免除手続きを採用したため、住民の被害が拡大したことに反省したわけでもあるまいが、1880年代以降の認可審査とは正反対に、現地事情を最大限尊重して上級市長に判断を委ねたものとして特筆しておきたい(田北, 2011c)。その間の事情は、既述のように「ドイツのマンチェスター」とも呼ばれる、都市バルメンの急膨張と公衆衛生状況の悪化に求められよう<sup>14)</sup>。

上級市長は、12月13日に国王政府に返書を送り、上記の指示を了解したこと、ブルク博士の鑑定書は完成し次第送付すること、の2点を伝えた ([63])。ブルク鑑定書が完成し、上級市長の暫定的決定に関する報告が行われたのは、73年2月18日だったが、上級市長の基本姿勢は、それに先立つ2月6日の国王政府宛て書簡から読み取れる。すなわち、70年1月10日付けの認可文書を引き合いに出し

14) 1874年のことながら、都市バルメンにおける泉水汚染の深刻さは他都市の関心も引いたようで、3月31日付け『ケルン新聞』は、次の内容の記事を掲載している。「化学的調査によれば、バルメンのほとんど全ての泉の水は有毒物質に汚染されているが、その一部はヴッパー河の汚水によって、また多くは化学物質・廃棄物中の有毒物質が堆積し、雨水と一緒に地面に浸み込んで泉に達したからである」(Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, p.133)。

つつ ([52])、国王政府の厳格な対応を要求しているからだ。「近隣の土地（所有者）保護のため、問題となっているヴェーゼンフェルト工場施設における生産を一定期間停止するか、あるいは塩素生産から発生する液体残滓の（地中）投棄に関する認可を取り消すか、していただきたい」（[63], p.160r）。地中投棄による住民被害が明瞭となった場合の認可取り消し規定を盾にとった、適切な要求だった。

ブルク博士の鑑定書により裏打ちしつつ、正式の「暫定措置に関する提案」をとりまとめたのが、2月18日の国王政府宛の書簡である ([65])。環境派の上級市長プレットの立場を現場状況と併せて明瞭に述べた、第一級の史料である。

まず、ブルク博士の鑑定結果の総括から始めている。「ヴェーゼンフェルト工場は、近隣住民に大きな迷惑と危険を振りまいている...建物の建っていない近隣の土地所有者 — 彼らは損害賠償請求の可能性をもつ — の保護のためだけでなく、公益にとって、はるかに大きな災厄を生みだしているからである」(op. cit., pp.161 161r)。次いで、工場の立地と絡めてガス・廃水被害の発生が避けられないことを説明する。「ヴェーゼンフェルト工場の立地する窪地は、東側に向かっては工場敷地まで（住宅が）ぎっしり建て込んでいるが、西側と同じように完璧には遮断されていない。たとえ、工場が自然の隔壁によって囲まれていたとしても、工場外に位置する土地が有害な液体の浸透に対して、無条件に安全を確保できるわけではない。特に、その種の液体の拡散だけでなく、モヤによる迷惑も同時に発生しているからである」(op. cit., p.161r)。なかでも、この地区の土壌の性状について、腐植土混じりのローム層が目が粗く浸透性が高いことを指摘して、ソーダ溶液残滓の地中投棄に不向きなことを強調した。

次いで、既存の地中投棄場の状況改善のために挙げられた、幾つかの対策に対する上級市長の意見がまとめられている。第一に、漏出する廃液の濃度低下を狙った対策と考えられる、投棄場への大量散水については、ブルク博士の所説に従って、かえってヴッパー河の汚染を深刻化する危惧を表明する。第二に、「有害なモヤの発生を抑制するための手段としてブルク博士が提案している、土で埋めるという提案」(op. cit., p.162r)には批判的な姿勢を示す。当初は、モヤ発散を抑制できるが、工場の投棄が続く限り、「いたちごっこ」になるだけで抜本的な解決とならないからである。従って、残された手段は、ソーダ残滓の投棄禁止に他ならない。「現在その目的に使われている場所へのソーダ残滓投棄を、全面的に禁止することである。近隣住民保護のための唯一の手段として、その（禁止）期間を継続することも排除できない」(op. cit., p.163)。「住民保護」を大上段に掲げつつ、これまでも繰り返し言及してきた、期限付きで全面的な投棄禁止措置をとり、企業側の対処をみて期限を延長するというのだ。ただ、ブルクの提案する「埋め立て」を退ける以上、「既存の堆積物から発生するガスの除去に関しては、国王政府の裁量に属するが、都市バルメンの利益と密接に関係するだけに細心の検討を行いたい」(op. cit., p.163)と、やはり都市共同体全体の利益を考慮した対策をとると述べた。

さらに、これまで長年にわたり地中投棄に苦情が寄せられてきたにもかかわらず、国王政府が厳格な対応を見送ってきた最大の理由を「企業家が、ただちに地中投棄を止める用意があると説明したからに他ならない」(op. cit., pp.163 163r)と述べる。企業家の約束が実施されたのは、既述のように、

ランガーフェルト村の石切場跡を利用した短い時期に限られる。根本的な原因は、企業家の言い分を信じて、廃水の再利用と蒸留処理を前提にして地中投棄を許可してきたことに尽きる。「マンガン溶液残滓が、新たな手法（ルブラン法）で処理されるようになるまで地中投棄を停止する」（op. cit., p.164）ことを提案した。

その後、3月初頭に企業家の要請を受けて、ブルク博士による立ち入り検査が実施された。3月8日付けの上級市長から国王政府宛の書簡から看取できるように、状況の改善はみられなかった（[66]）。「ブルク博士は、（企業家に）大きな弊害の存在について口頭で説明し、地中投棄はごく短い期限を切って申請せざるをえないとの見解を伝えた」（op. cit., pp.165 165r）。この結果を踏まえて「問題となっているソーダ残滓の地中投棄に関する許可の発給を当面差し控えるように」（op. cit., p.165）要求した。

それに対する国王政府の返書は、3月14日に届いた（[67]）。そこでは、2月18日、3月8日付けで上級市長から送付された報告書に基づいて、国王政府の対案が提示されている。その基本姿勢は、先に引用した医療評議員パイヤー博士の見解と完全に重なり合っている。「我々は、疑いもなく存在する弊害を、どのようにして工場所有者の経営を損なうことなく除去することができるのか、という困難な課題に直面しており、先月18日の報告における（上級市長の）提案に対して、関係する資料を抛り所にして判定を下すことが得策だとは考えない」（op. cit., p.165r）。国王政府が発給した認可文書（法規制）に即して判断を下すのではなく、住民（上級市長）・企業家双方の満足のいく解決策を探るべきだというのである。

それでは、国王政府の具体的対案は、どのようなものだったのだろうか。「工場所有者自身が弊害除去のための提案を行い、対案を提示することを妨げてはならない。その対案が提示されたところで、認可発給時の両当事者と専門家を召喚して行う口頭の意見聴取会を開催すれば、弊害の除去にとって何をしなければならないのか、そして相対立する利害を最低限傷つけるだけ済むのか、もっとも容易に確定されよう」（op. cit., p.165r）。上級市長が、企業家の過去の約束不履行を槍玉にあげたのもどこ吹く風、企業家の対案提示を待つというのである。しかも、通常の認可手続きでは、計画公示後の異議申し立てを受けて開催される、「口頭の意見聴取会」の場で妥協を模索する道を提案している。

そして、バルメンの公衆衛生状況の悪化も考慮して、上級市長に暫定措置の提案を委ねておきながら、以下のように述べて、それを門前払いしたのである。「以上の理由から、我々は（上級市長から）提案のあった廃棄物捨て場の除去と今後の投棄禁止に関する命令をすぐに発布することは、適切でない判断する。むしろ、そのような規制は、事態の完璧に全面的な調査の後に行うべきである。これまでの命令は、十分な排出の抑制に帰結していないことから、いっそう（迅速な発布の効果は）疑わしいのである」（op. cit., p.166）。企業家の認可申請に際し全て公示免除手続きを採用し、専門家による立ち入り検査報告を抛り所に改善要求を繰り返す、その徹底措置を講じないまま住民・自治体の被害・迷惑の拡大をうみだしながら、反省の姿勢さえ見られない。それは、既存の廃棄物除去と経営停止に関する上級市長の要求を退ける文脈で、その頂点に達する。

「ヴェーゼンフェルト工場は、数年来投棄を続けてきたので、今ではそれが浸透した土地の上に駅



舎や工場も建っている有様である。したがって、大きな不利益を与えている既存の廃棄物を考慮することなしに、新たな投棄を禁止しても効果のほどは疑わしいからである... (上級市長の暫定案に対する決定は控える)。なぜなら、これまでの経営方法を一時的に停止させるには、数ヶ月を要すると考えられる。すなわち、経営全体が、都市バルメンと近隣住民に対して災いを及ぼさず、また不安を与えないようにするための包括的な法的書類作成には、時間を要するからである」(op. cit., p.166)。上の引用に見える。「全面的な調査の必要」の表現と併せて、誠意のない無能な官僚の言い訳に終始している感は免れない。

最後に、企業家による対案作成のためのブルク博士への協力依頼を行っている。「我々は、当面ブルク博士に対して、次のように取りはからっていただきたい。一定期限内に、先の調査結果に関する鑑定書を持参して、工場所有者にその要旨を説明し、同時にブルク博士の注文(改善要求)を伝えて、(立ち入り検査によって)確認された弊害除去のための対案提示が行えるようにし、さらにそれを報告書にとりまとめたい」(op. cit., p.166)と。企業家に対する至れり尽くせりの気配りである。それと同時に、ブルク博士と企業家に開催予定の意見聴取会への出席を求める召喚状の送付についての依頼をして、この書簡は結ばれている。

その後、4月23日に上級市長は国王政府宛てに書簡を送り、経過報告を行った([68])。ブルク博士が旅行中で、最終的な報告書のとりまとめが遅れているが、「国王政府が問題の解決を急いでいると考えている」(op. cit., p.167r)ので、中間報告を送る用意があると伝えた。それに対する国王政府の返書は、4月29日に届いた([69])。問題の解決を急いでいず、ブルク博士の最終報告を待つとの内容だった。問題の解決を急いでいるのは、上級市長と近隣住民達だったが、間接的な督促も、馬の耳に念仏で終わってしまった。

懸案のブルク博士の報告書が完成して国王政府に送られたのは、5月20日だった。しかし、上級市長から国王政府宛ての書簡から読み取れるように、事態は急変した([70])。「数日前にベルク・マルク産業連盟が、工場の建物を購入し、既存の工場敷地ともども大きく変更する計画である」(op. cit., p.168)と分かったからだ。工場の買収後、建物の取り壊しと別な敷地利用計画が浮上してきた。これが1873年金融恐慌を契機とした創業危機に伴う激震に属するかどうか定かではないが、デュッセルドルフ行政区で最大規模の化学工場が倒産したことは、既述のバイヤーの証言にみえたとおりである<sup>15)</sup>。ただ、「その工場は10月まで、遅くとも12月まで経営を続けると言われています。たしかに、今後のソーダ残滓の投棄に関して決定を下す必要はないようにも思えますが、この点では、1872年9月18日、1873年3月8日付けの私の報告書で行った提案を繰り返します」(op. cit., p.168r)と述べ、少なくとも工場経営が続けられる期間、地中投棄の禁止を要求した。国王政府は、6月6日付けで返書を送った([71])。工場敷地を住宅用地に転用にはないと考えるが、その用途を問わず、「10 15フィートの厚さの廃棄物上に建てられる」(op. cit., p.169)はずだから、事前に除去する必要

15) 都市バルメンにおいて創業危機は、ボタン・ピアノ鍵盤を除く全ての業種に波及し、1876年に倒産した企業数は大規模経営2を含めて149件に上ったという(Köllmann, 1960, p.146)。

があるとの意見を出した。ただ、その後史料は伝来していず、行方は闇の中である。

## むすび

本稿では、都市バルメンに立地するヴェーゼンフェルト化学工場をめぐる1869-73年に発生した認可闘争を、それに関係する主体（企業家、市当局、国王政府、専門家）の行動と彼らの拠り所とするゲーム・ルールに着目しながら考察してきた。ここでは、バルメンないしデュッセルドルフを舞台にして相前後する時期に発生した環境闘争と比較しつつ、検討結果をまとめることで結びとしたい。

第一に、本論の対象とした環境闘争は、反対派住民が表舞台に登場しないという意味から、異例づくめの経過を辿った。その最大の理由は、1861年「営業条例」第10条によって導入された公示免除手続きが採用されて、法に則った異議申し立てと反論書提出の機会を奪われてしまったからである。ただ、この手続きの採用には厳格な制限が付されていたが、そこに明記されていた「既存の被害・迷惑の拡大、あるいは新たな被害・迷惑発生の恐れがない」との条件に合致しないにもかかわらず、国王政府は公然と採用に踏み切った。このことは、同じ都市に本拠を置くイエガー会社の1872-73年の認可申請の際の扱いと、正反対の動きである。すなわち、1872-73年に公示免除手続きの採用を条件として2度経営拡張の認可申請を行ったが、拒否されている（田北, 2010a, pp.77-83）。その間の事情は、1864年1月第3工場に関する認可取得以降相次ぎ公示免除手続きにより経営拡張を行い、被害・迷惑の垂れ流しを続けて不満が蓄積されていて、商業会議所会頭、大規模な機械製造会社の経営者、市議会議員、医師など有力市民多数を含む住民から頑強な抵抗を受けて、その声を無視できなかったからに他ならない。

従って、ラトカウのように、企業家イエガーの「厚顔無恥さ」に、その理由を求めることも可能かもしれないが、ことそれほど簡単ではない。その点で、企業家ヴェーゼンフェルトが特に優れているとは、到底考えられないからだ。今回の闘争において認可条件の履行状況を確認するために立ち入り検査が繰り返し実施されたが、70年1月19日の上級市長の書簡に挙げられた1度を除き、住民の被害・迷惑回避のための誠意ある取り組みはみられなかった。加えて、その1度さえ、検査官に見せるためだけの装置の設置であったことが、事後的に明らかになった。さらに、そのような企業家の姿勢は、1845年営業認可制度が導入された直後に発生した、1845-55年の環境闘争からも確認されている。詳細は、別稿に譲るが、住民はガス排出・廃水垂れ流しを規制するための法制定を待望していたし、市当局・市議会も「共同体全体の利害」の観点から認可審査への参加さえ要求していた（田北, 2011b）。バルメンの有力産業である漂白・染色業に多大な被害を与える廃水・ガス排出問題が、一向に改善されなかったからである。既述のように、公示免除手続きの採用を商務相命令を通じて極力控えるようになるには1880年代を待たねばならないが、国王政府が、何故ヴェーゼンフェルト会社に特別肩入れしたのか、その理由は分からない。後半戦のハイライトをなす73年3月14日の上級市長宛て書簡にある、「疑いもなく存在する弊害を、工場経営者の経営を損なうことなく克服できるのか」（[67], p.165r）との一文が、医療評議員のバイヤー博士の1876年著書の表現と重なることから、ヴェーゼンフェルトと特別な人的関係を推測させるが、確証はない。

ただ、国王政府は、公示免除手続きを採用したからといって、工場経営を企業家の自由に委ねたわけではなく、その限りで1864 72年イエガー会社の事例とは明瞭に一線を画していた（田北, 2009）。すなわち、専門家（エルパーフェルト実業学校長アルトープ博士）を通じて認可条件を検討・提案させ、それを取り入れた認可決定を行い、認可条件の履行状況を調査するための専門家（アルトープ博士と郡建築官ヘンゼ）による立ち入り検査を実施し、その検査結果を踏まえて改善要求や認可条件の追加を行い、さらに企業家の条件緩和要求を受けて、その提案内容を専門家に検討させた上で認可条件を修正し、その履行状況を確認するために立ち入り検査という手続きを踏んだからだ。しかし、認可条件は一度も履行されず被害・迷惑の垂れ流しは続いて、この手続きも結局「悪循環」に終わった。唯一、営業条例に沿った手続きへに立ち返る機会があったが、国王政府は平然と見送った。すなわち、69年11月6日の認可決定では、不服時の商務省宛の抗告権が明記されていたが、その2週間後に企業家から提出された条件緩和要求を門前払いにせずに、再度専門家の鑑定に回したからである。

第二に、上級市長は、公示免除手続きが採用されたからといって、国王政府の意志伝達者として受け身の役割に終始したわけでは決していない。まず、1868年12月には住民個々人から苦情を聞くだけでなく、営業条例に準拠しつつ「苦情を聞く会」を開催し、そこで寄せられた改善要求を「意見聴取会」記録にとりまとめている。それが、ヴェーゼンフェルト会社による事後的な認可申請の契機となったことは、既述の通りである。また、「後半戦」の発端も、市民による泉水汚染に関する苦情を受けて、1870年11月6日付けの認可文書に明記された、地中投棄の禁止規定の実施を要求したことにあった。上級市長は、工場の近隣住民の声を忠実に闘争に反映させていたのである。次いで、上級市長は、新たな認可申請の機会を捉えて、既存の工場施設についても、住民の被害・迷惑軽減のための措置を講じようとした。この点は、前半戦に伝来する最古の史料であるアルトープ博士宛の書簡から明瞭に読み取れる。都市の公衆衛生状況の極端な悪化のなかで、「あらゆる産業施設の中で大衆にとって最大の迷惑をもたらす」（RD, 24645, p.233）化学工場に対して、厳然たる姿勢で臨んでいたのである。それと関連して上級市長は、初めから「住民保護」の視点から一貫して国王政府に厳格な措置を採るよう要求していた。前半戦の初めから、アルトープ博士の鑑定書を超越する廃棄物（ソーダ溶液残滓）の地中投棄の原則禁止を求めていたし、その後の立ち入り検査の結果報告を受けてからは、認可条件の完全履行まで一部の生産停止と地中投棄の全面禁止を強く要求している。

国王政府に対する厳格な対処を求める姿勢は、後半戦にも継続している。近隣住民からの泉汚染の苦情を受けた上級市長は、直ちに70年1月10日発給の認可文書を引き合いに出して、一段と厳しい条件追加か地中投棄の取り消しかを選択するように要求している。この問題に対する国王政府の対応は、環境闘争のもう一つの異例さを浮き彫りにした。国王政府は、パイヤー博士の立ち入り検査に参加したブルク博士の調査報告を待って、上級市長に「暫定措置」に関する提案を行うように指示したからだ。本来、認可審査に関与できないはずの上級市長に、しかも認可条件に関わる提言を求めたのである。

結局、上級市長が提案した地中投棄の禁止という暫定措置は、国王政府から退けられたが、上級市長に判断を委ねたこと自体、住民の声と現地状況を最大限重要視した証として重要なのである。この

点は、1880年代半ばバルメンに立地する2つの化学会社（ヘルベルツ、ダール）をめぐる環境闘争と比較するとき、いっそう明らかになる。国王政府というよりは、むしろ商務相の音頭取りで進行した、認可審査への科学技術主義の浸透、その裏面で顕在化する住民の声と現地状況の軽視とは、まさに正反対の特質を示しているからである（田北, 2011c）。この点は、上級市長の提案を退けた73年3月14日付けの国王政府の返書からも読み取れる。ブルク博士の報告書と改善提案を踏まえつつ企業家の対案提示を求めるとしながらも、その後、計画公示後に開催される意見聴取会に倣って、両当事者の参加のもとで妥協の道を探るとの折衷案が提示されたからである。公衆衛生状況の極度な悪化に苦しめられる住民と、その改善を強く求める上級市長（市当局者）の利害は、尊重せざるを得なかったのである。

それに加えて、専門家の資格で大きく関与したアルトーペ博士とブルク博士の活動も見逃せない。彼らは、地元の実業学校の教師として現地状況に関する正確な知識をもち、科学者の良心にもとづき中立的立場から優れた鑑定書・報告書を作成した。この点は、1872-75年イエガー闘争と好対照をなしている（田北, 2010a, pp.88-89の表5を参照）。ブルク博士はイエガー会社と営業的関係を隠したまま企業寄りの鑑定書を作成したし、アルトーペ博士も、工場付属実験室で行われた試験結果について同じような鑑定書を作成したことが知られている。もっとも、アルトーペ博士は、後には自己批判してイエガーの工場経営全体にまたがる優れた鑑定結果を提出している。また、1880年代半ばの闘争から看取できるような、民間化学者を官制学者より一段低くみる姿勢や、20世紀初頭のイエガー闘争に登場するベルリン工科大学のヴィット教授に代表される「斯界の権威」を尊重する姿勢は、まったく見られない（田北, 2011b, 2011c）。

その意味から、1869-73年ヴェーゼンフェルト闘争は、異例づくめの認可審査手続きにもかかわらず、ほぼ同時期にイエガー会社を相手に戦わされた1872-75年闘争と同じように、環境派の上級市長の活動もあって、「住民保護」という営業条例の主旨を十分反映していた。換言すれば、ブリュッゲマイヤーらの主張するような、認可制度の集権化と「産業保護」の手段への転換までには、公衆衛生問題に取り組む自治体と被害住民の声の封殺と「住民保護」の科学技術主義による代替という障害を超えねばならなかったのである。それは、「環境史の分水嶺としての第二帝政期」（Uekotter, 2007, pp.14-23）に緩やかに進行していった。



## 史料・文献一覧

### (1) 未刊行史料

ノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館 (デュッセルドルフ) 所蔵史料。

文書番号 Regierung Düsseldorf (RD と略す)

1. RD, 13260 : Acta betreffend die Anlage einer Fabrik zu Lohausen zur Herstellung von Anilinblau, Anilinviolet, Anilingrün und Schwefeläther Seitens des Carl Jäger zu Barmen Vol.1 (1875 1889)
2. RD, 24607 : Anlage chemischer Fabriken, Bd.11 (1883 1884)
3. RD, 24608 : Anlage chemischer Fabriken, Bd.12 (1884 1885)
4. RD, 24609 : Anlage chemischer Fabriken, Bd.13 (1885 1889)
5. RD, 24610 : Anlage chemischer Fabriken, Bd.14 (1890 1891)
6. RD, 24611 : Anlage chemischer Fabriken, Bd.15 (1891 1894)
7. RD, 24612 : Anlage chemischer Fabriken, Bd.16 (1894 1897)
8. RD, 24623 : Anlage chemischer Fabriken, Bd.27 (1909 1910)
9. RD, 24640 : Acta betreffend die chemische Fabrik-Anlage des Wesenfeld & Co. zu Barmen (1845 1873)
10. RD, 24645 : Acta betreffend die Anilinfarben-Fabrik des Carl Jäger in Barmen an der Wasserstrasse (1863 1875)
11. RD, 33441 : Akten betreffend die Einrichtung chemischer Fabriken, Bd.28 (1908 1909)

### (2) 刊行史料

*Bundes-Gesetzblatt des Norddeutschen Bundes.* (BG と略す)

*Gesetz-Sammlung für Königlichen Preussischen Staaten.* (GS と略す)

*Reichs-Gesetzblatt. Reichsministerium des Innern.* (RG と略す)

*Ministerial-Blatt für die gesammte innere Verwaltung in den Königlichen Preussischen Staaten.*

(Mbl と略す)

Der Verein zur Wahrung der Interessen der chemischen Industrie Deutschlands (ed.), *Die Chemische Industrie.* (CI と略す)

### (3) 研究文献・論文

Andersen, A., 1990, "Roth, blau und grün angestrichene, Schrecken erregende Gestalten". Farbstoffindustrie und arbeitsbedingte Erkrankungen. in: Andersen, A./Spelsberg, G. (ed.), *Das Blaue Wunder. Zur Geschichte der synthetischen Farben.* Köln, pp.162 192.

Andersen, A., 1993, Umweltgeschichte - Abschied vom Fortschritt. in: Museum der Arbeit (Hamburg) (ed.), *Europa im Zeitalter des Industrielismus. Zur "Geschichte von unten" im europäischen Vergleich.*

- Hamburg, pp.75 86.
- Andersen, A., 1996, *Historische Technikfolgenabschätzung am Beispiel des Metallhüttenwesens und der Chemieindustrie 1850 1933*. Stuttgart.
- Arnold, T., 1987, "Wir sind mit Wupperwasser getauft". *Ein Beitrag zur Umweltgeschichte Wuppertals*. Wuppertal.
- Arnold, T., 1990, "Ein leichter Geruch nach Fäulnis und Säure...". Wasserverschmutzung durch Färberei und frühe Farbenindustrie am Beispiel der Wupper. in: Andersen, A./Spelsberg, G. (ed.), *Das Blaue Wunder*. Köln, pp.145 161.
- Beyer, E., 1876, *Die Fabrik-Industrie des Regierungsbezirkes Düsseldorf vom Standpunkt der Gesundheitspflege*. Oberhausen a.d.R.
- Brüggemeier, F.J., 1996, *Das unendliche Meer der Lüfte. Luftverschmutzung, Industrialisierung und Risikodebatten im 19. Jahrhundert*. Essen.
- Brüggemeier, F. J. /Rommelspacher, T., 1992, *Blauer Himmel über der Ruhr. Geschichte der Umwelt im Ruhrgebiet 1840 1990*. Essen.
- Bruyn-Ouboter, H.J., 2009, *1200 Jahre Barmen*. Wuppertal.
- Carl, R. W., 1926, *Carl Jäger GmbH. Anilinfarbenfabrik 1823 1923*. Düsseldorf.
- Henneking, R., 1994, *Chemische Industrie und Umwelt. Konflikte um Umweltbelastungen durch die chemische Industrie am Beispiel der Schwerchemischen, Farben- und Düngemittelindustrie der Rheinprovinz (ca. 1800 1914)*. Stuttgart.
- Herberts, H., 2001, Die Arbeitsbewegung des Wuppertals im 19. Jahrhundert. in: Jordan, H. /Wolff, H. (ed.), *Werden und Wachsen der Wuppertaler Wirtschaft*. Wuppertal, veränderte Neuauflage, pp.121 140.
- Hoth, W., 1975, *Die Industrialisierung einer Rheinischen Gewerbestadt - dargestellt am Beispiel Wuppertal*. Köln.
- Hüttenberger, P., 1992, Umweltschutz vor dem Ersten Weltkrieg. Ein sozialer und bürokratischer Konflikt. in: Hoebink, H. (ed.), *Staat und Wirtschaft an Rhein und Ruhr 1816 1991*. Essen, pp.268 284.
- Jordan, H./Wolff, H. (ed.), 2001, *Werden und Wachsen der Wuppertaler Wirtschaft*. Veränd. Neuaufl., Wuppertal.
- Köllmann, W., 1960, *Sozialgeschichte der Stadt Barmen im 19. Jahrhundert*. Tübingen.
- Köllmann, W., 2001, Das Wuppertal in der deutschen Geschichte. Jordan, H. /Wolff, H. (ed.), *Werden und Wachsen der Wuppertaler Wirtschaft*. Veränd. Neuaufl., Wuppertal, pp.14 22.
- Krötz, W., 1982, *Die Industriestadt Wuppertal. Geschichtlicher Atlas der Rheinlande*. Beihefte IV/1., Köln.
- Massard-Guilbaud, G. /Thorsheim, P., 2007, Introduction. Cities, Environments, and European History. in: *Journal of Urban History*, 33 5, pp.691 701.
- Mieck, I., 1967, "Aerem corrumpere non licet". Luftverunreinigung und Immissionsschutz in Preussen bis zur Gewerbeordnung 1869. in: *Technikgeschichte*, 34, pp.36 78.

- Mieck, I., 1983, Umweltschutz zur Zeit der frühen Industrialisierung. in: Kellenbenz, H. (ed.), *Wirtschaftsentwicklung und Umweltbeeinflussung (14. 20. Jahrhundert)*. Wiesbaden, pp.231 246.
- Pohl, H./Schaumann, R./Schönert-Röhlk, F., 1983, *Die chemische Industrie in den Rheinlanden während der industriellen Revolution*. Bd.1 (Die Farbenindustrie), Wiesbaden.
- Radkau, J., 1997/99, Technik- und Umweltgeschichte. Teil I, in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, 48, pp.479 497. Teil II, in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, 50, pp.250 258. Teil III, pp.356 384.
- Reulecke, J., 2001, Die industrielle Entfaltung des Wuppertals im 19. Jahrhundert. in: Jordan, H./ Wolff, H. (ed.), *Werden und Wachsen der Wuppertaler Wirtschaft*. Veränderte Neuauflage, Wuppertal, pp.49 72.
- Romeyk, H., 1985, *Verwaltungs- und Behördengeschichte der Rheinprovinz 1816 1945*. Düsseldorf.
- Rosen, M. H., 2004, Technology and Politics. The Scholarship of Two Generations of Urban-Environmental Historians. in: *Journal of Urban History*, 30 5, pp.769 785.
- Scheinert, W., 1988, Joseph Wilhelm Weiler, Julius Weiler und das Anilin; Zur Entwicklungsgeschichte der deutschen Teerfarbenindustrie und der chemischen Technik vor dem Ersten Weltkrieg. in: *Zeitschrift für Unternehmensgeschichte*, 33, pp.217 231.
- Schott, D., 2004, Urban Environmental History: What Lessons are there to be learnt? in: *Boreal Environment Research*, 9, pp.519 528.
- Siemann, W./Freytag, N., 2003, Umweltgeschichte - eine geschichtswissenschaftliche Grundkategorie. in: Siemann, W. (ed.), *Umweltgeschichte. Themen und Perspektiven*. München, pp.7 20.
- Uekötter, F., 2007, *Umweltgeschichte im 19. und 20. Jahrhundert*. (*Enzyklopädie deutscher Geschichte*, Bd. 81), München.
- Vossen, L., 1909, Das Recht der gewerblichen Sachkonzession und seine unerlässliche Reform. in: *CI*, 32, pp.323 327, 359 362, 388 393.
- Werth, A., 1908, *Geschichte der Stadt Barmen. Festschrift zur Jahrhundert-Feier*. Barmen.
- 加来祥男, 1986, 『ドイツ化学工業史序説』 ミネルヴァ書房。
- 田北廣道, 2000, 「ドイツ学界における環境史研究の現状：エネルギー問題への接近方法を求めて」 『経済学研究 (九州大学経済学会)』 67 3, pp.61 85。
- 田北廣道, 2003, 「18 19世紀ドイツにおけるエネルギー転換：『木材不足』論争をめぐる」 『社会経済史学』 68 6, pp.41 54。
- 田北廣道, 2003a, 「『ドイツ最古・最大』の環境闘争：1802/03年バンベルク・ガラス工場闘争に関する史料論的概観」 『経済学研究』 69 3・4, pp.235 269。
- 田北廣道, 2004, 『日欧エネルギー・環境政策の現状と展望：環境史との対話』九州大学出版会。
- 田北廣道, 2004a, 「19 20世紀ドイツにおける環境行政の諸局面：環境史の挑戦」 『経済学研究』 70 4・5, pp.311 339。
- 田北廣道, 2004b, 「19世紀ドイツ環境史：『エコ革命』？」 『九州歴史科学』 32, pp.68 70。

- 田北廣道, 2004c, 「ドイツ中世都市『最古の悪臭防止文書』：15世紀後半のケルン経済社会」藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像：史料と理論の対話』九州大学出版会, pp.543 568。
- 田北廣道, 2006, 「19世紀後半プロイセンにおける工業化と環境立法の整備：住民運動活性化の引き金」『経済学研究』72 5・6, pp.19 63。
- 田北廣道, 2008, 「ルール地方の化学工業と環境運動：1875 77年イエガー染料会社を例として」『経済学研究』74 5, pp.47 91。
- 田北廣道, 2009, 「ドイツ化学工業勃興期の環境闘争：1864 1872年イエガー染料会社の場合」『経済学研究』75 4, pp.27 73。
- 田北廣道, 2010, 「19世紀ドイツの工業化と環境闘争：政策主体アプローチの可能性」『歴史科学』201, pp.1 14。
- 田北廣道, 2010a, 「1872 75年イエガー染料会社と環境闘争：鑑定書・証言録にみる闘争の諸相」『経済学研究』77 1, pp.71 119。
- 田北廣道, 2011, 「社会経済史の再構成に向けて：ドイツ環境史の可能性」(1)『経済学研究』77 5・6, pp.73 107。
- 田北廣道, 2011a, 「20世紀初頭ドイツ化学工業と環境闘争：1907/09年イエガー会社の事例」『経済学研究』78 1, pp.41 79。
- 田北廣道, 2011b, 「プロイセン『一般営業条例』導入直後の環境闘争：1845/55年ヴェーゼンフェルト化学工場を例として」『経済学研究』78 2・3, pp.63 91。
- 田北廣道, 2011c, 「独占形成期ドイツの化学工業と認可闘争：1880年代半ばの2つの事例研究」『経済学研究』78 4, pp.41 80。
- 田北廣道, 2012, 「1870年代前半ドイツ化学工業と環境闘争：「住民保護」の頂点」『経済学研究』78 5・6, pp.17 58。
- 田北廣道, 2012a, 「社会経済史学と環境史：対象・方法の革新」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望（社会経済史学会創立80周年記念）』有斐閣（印刷中）。
- 馬場哲, 2000, 「フランクフルトのヘヒスト合併：大都市拡大と地域の再編」『社会経済史学』66 1, pp.23 42。
- 馬場哲, 2002, 「ヨーロッパ近代都市史：ドイツを中心として」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望（社会経済史学会創立70周年記念）』有斐閣, pp.480 490。

[九州大学大学院経済学研究院 教授]